

駿河区役所「区の魅力づくり・地域課題解決支援事業」における出店者募集要領

1 目的

区の魅力づくり・地域課題解決支援事業を実施するに当たり、駿河区の魅力を効果的かつ効率的に発信するため、各事業における出店者を募集し、選定する。

2 対象事業

駿河区役所地域総務課が主催する事業のうち、民間事業者に出店を求める事業

3 出店者の要件

(1) 飲食ブース

次のすべての要件を満たすこと。ただし①については、アからウのうちいずれか、③についてはア又はイのうちいずれかの要件を満たすこととする。

- ① ア. 駿河区内に店舗を有する者
イ. 市内に店舗を有し、かつ駿河区の食材を使用する者
ウ. 「1 目的」に資すると駿河区長が認める者
- ② 公的機関の発行する、市内にて有効な営業許可証を有すること
- ③ ア. 継続して駿河区内の店舗での営業を予定していること（イベント出店時の店舗は除く）
イ. 継続して駿河区の地域振興に資する活動をしていること

(2) 体験・ワークショップブース

次のすべての要件を満たすこと。ただし①については、アからウのうちいずれか、②についてはア又はイのうちいずれかの要件を満たすこととする。

- ① ア. 駿河区内に店舗を有する者
イ. 市内に店舗を有し、かつ駿河区の魅力発信を行える者
ウ. 「1 目的」に資すると駿河区長が認める者
- ② ア. 継続して駿河区内の店舗での営業を予定していること（イベント出店時の店舗は除く）
イ. 継続して駿河区の地域振興に資する活動をしていること

4 出店者の制限

次のいずれかに該当する者の出店を制限する。

- (1) 過去2年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者
- (2) 国税及び地方税を滞納している者
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はそこに属する者
- (4) 法律行為を行う能力を有しない者
- (5) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者である者
- (7) 暴力団、暴力団員等、暴力団員の配偶者である者、またはそれらの者と社会的に非難されるべき関係を有している者

5 出店者の募集

次により、出店者を募集する。ただし、旬の食のPRを目的とする事業であって小規模事業の場合はその限りではない。

(1) 駿河区役所は、事業ごと出店要項を作成し、期日を定めたうえで HP 等により出店者を募集する。

(2) 出店希望者は、「参加申込書/出店同意書」及び営業許可証（飲食ブースの場合のみ）を駿河区役所に提出する。

6 出店者の選定

駿河区役所は、出店者を選定するに当たり選定会議を開催する。

(1) 目的

①駿河区の魅力発信を効果的、効率的に行うこと

②公平性を保持すること

(2) 組織

駿河区学(地)区自治会連合会三役のうち1名、区長、副区長、地域総務課長、区役所職員1名

(3) 出店者の決定

選定会議において、事業の趣旨と目的を十分に考慮したうえで、5により応募があった出店希望者の中から出店者を選定する。また、その結果を出店希望者へ通知する。

なお、応募による出店者の選定とは別に、公的機関や公共的団体など駿河区長が特に認めるものを出店者として決定することがある。

附則

令和6年4月1日から施行する。

附則

令和7年4月1日から施行する。

附則

令和8年4月1日から施行する。